



マイナンバーカードの 申請をお急ぎください!



マイナンバーカードの健康保険証としての利用開始を見据えて、まだマイナンバーカードをお持ちで無い方に向けて、QRコード付き交付申請書を令和3年3月までに順次再送付します。
交付申請書がお手元に届きましたら、すぐさまオンラインまたは郵送で申請してください。
申請は、郵送よりオンライン申請の方が確実に早くお渡しすることができます。
スマホからなら交付申請書に記載されている「オンライン申請用QRコード」を読み取って、PCからなら交付申請書に記載されている「申請書ID」を入力して、顔写真データを添付して申請してください。

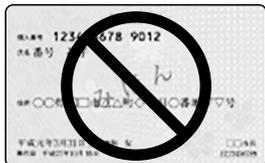
「やり方が分からない」、「スマホやPCがない」、「めんどくさい」・・・

そんな方は、役場住民課へGO!

顔写真の撮影からオンライン申請まで全て無料で役場職員が代行します。
お手元に届いた交付申請書をお持ちいただくと、手続きが早く済みます。
その他本人確認書類等は、必要ありません。



通知カードは、令和2年5月25日で廃止されています。



通知カードは本人確認書類として使用することはできませんし、住所や氏名に変更があった場合はマイナンバーを確認する書類としても使用できません。
マイナンバーカードであれば、本人確認とマイナンバーの確認がこれ1枚で済ませることが可能です。

マイナンバーカードの健康保険証としての利用は、3月から順次開始されることが予定されていることから、交付申請数が急増して交付窓口が更に混雑し、マイナンバーカードの受け渡しに長時間お待ちいただくようになることが予想されます。

でも今なら、まだ大丈夫! **マイナンバーカードの申請をお急ぎください。**

「平日はちょっと行けないなあ…」そんなあなたには、 マイナンバーカードの休日申請受付窓口を開設します!

ご家族揃って、お越しください。

とき 1月23日(土) 午前9時～正午 **ところ** 役場住民課窓口

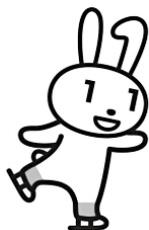
マイナンバーカードの受取窓口も併設します。平日にご都合がつかない方はご利用ください。

※携帯電話をお持ちください。

新型コロナウイルス感染防止のため、入庁者数制限を行っています。準備が整うまでの間は、原則、庁舎の外でお待ちいただき、準備が整い次第、順次電話でお呼びします。

※休日窓口でのマイナンバーカードの受け取りは、多数の来庁者により、長時間お待ちいただくことをあらかじめご了承ください。

※その他の住民課業務(戸籍、住民異動、各種証明書の発行等)は行いません。



問合せ先 役場 住民課 内線121・174